

第2. 租税法の基本原則

1 租税法律主義（憲84）

(1) 意義

法律の根拠に基づかずに国家は租税を賦課・徴収することはできず、国民は租税の納付を要求されることはないという原則

→租税法律主義の機能として、法的安定性及び予測可能性が確保される

(2) 内容

ア 課税要件法定主義

課税要件のすべてと租税の賦課・徴収の手続は法律によって規定されなければならないとの原則

＊課税要件：それを充足することにより納税義務が成立するための要件

イ 課税要件明確主義

法律又はその委任の下で政令・省令において課税要件及び租税の賦課徴収の手続に関する定めをなす場合には、その定めはなるべく一義的で明確でなければならないという原則

∴行政庁に白紙委任をするのと同様になることの防止

ウ 合法性の原則（最判平22.7.6【百選5】）

課税要件を充足する限り、租税行政庁には租税の減免の自由や租税を徴収しない自由はなく、法律の定めに従って算定される税額を徴収しなければならないという原則

∴課税庁による恣意を抑制し、税負担の公平を確保する必要性

エ 手続保障原則

租税の賦課徴収は適正な手続で行われなければならない、それに対する争訟も公正な手続で解決されなければならないとの原則

2 租税公平主義

(1) 意義

税負担は、国民の間に担税力に即して公平に配分されなければならない、各種の租税法律関係において国民は平等に取り扱われなければならないという原則

(2) 内容

- ・憲法 14 条 1 項の租税分野における表れ
- ・不合理な差別を内容とする立法は，平等原則に違反
- ・執行の場面においても平等原則が妥当
→換価の猶予等の納税者の利益になるような権限を，ある者には行使しつつ別の者には行使することを拒むことは，平等原則に違反

3 自主財政主義

(1) 意義

地方公共団体は，憲法上の自治権の一環として課税権を持ち，それによって自主的にその財源を調達することができるという原則

(2) 内容

- ・地方税法は，地方団体による自主的な法定外税の新設を許容（地税 4・5・734）
＊法定外税の新設・変更は，総務大臣の同意を要する（同 259・669）が，不同意事由は限定列挙（同 261・671）
- ・憲法 94 条は，地方公共団体の条例制定権を「法律の範囲内」で認めているため，法定外税を定めた条例が地方税法等と矛盾抵触しないかが問題となる（最判平 25.3.21【百選 7】）
→条例が法律と矛盾抵触するかどうかは，両者の対象事項と規定文言を対比するのみではなく，それぞれの趣旨，目的，内容及び効果を比較し，両者の間に矛盾抵触があるかどうかによって判断（徳島市公安条例事件判決）